

用語の解説

1 人口の基本属性に関する用語

人 口

国勢調査で調査した人口は「常住人口」です。常住人口とは、調査時に常住している場所で調査する方式(常住地方式)による人口をいいます。すなわち、当該住居に3か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、3か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時にいた場所に「常住している者」とみなしています。なお、「常住している者」については、平成22年国勢調査の概要「調査の対象」を参照して下さい。

人口重心

「人口重心」とは、人口の一人一人が同じ重さを持つと仮定して、その地域内の人口が、全体として平衡を保つことのできる点をいいます。

市区町村の人口重心は基本単位区別集計結果から計算し、都道府県の人口重心はこの市区町村の人口重心を用いて計算し、全国の人口重心はこの都道府県の人口重心を用いて計算しています。

市区町村の人口重心は、次の計算により算出しています。

$$X = \frac{\sum w_i x_i \cos(y_i)}{\sum w_i \cos(y_i)}$$
$$y = \frac{\sum w_i y_i}{\sum w_i}$$

x, y : 人口重心の経度、緯度

x_i, y_i : 基本単位区ごとの面積の中心点の経度、緯度(注)

w_i : 基本単位区ごとの人口

(注) 上式の計算に用いた基本単位区の緯度、経度は、総務省統計局が保有する地理情報システムであるセンサス・マッピング・システム(CMS)に登録されている基本単位区境界情報(約2,500分の1の地形図)上で測定しています。

面積と人口密度

統計表に掲載してある面積及び人口密度は、国土交通省国土地理院(以下「国土地理院」という。)が公表した各年の「全国都道府県市区町村別面積調」によっています。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、①市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、②境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがあります。これらについては、調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面

積を推定し、その旨を注記しています。したがって、これらの市区町村の面積は、国土地理院の公表する面積とは一致しないことがありますので、利用の際には注意が必要です。

なお、人口密度については、国勢調査令等によって調査の対象外であった地域の面積を除いて算出しています。

また、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものです。

人口性比

「人口性比」とは、女性100人に対する男性の数をいいます。

$$\text{人口性比} = \frac{\text{男性人口}}{\text{女性人口}} \times 100$$

年齢・平均年齢・年齢中位数

(1) 年齢

「年齢」は、調査日前日による満年齢を基に集計しています。なお、10月1日午前零時に生まれた人も0歳に含んでいます。

(2) 平均年齢

「平均年齢」は、以下のとおり算出しています。

$$\text{平均年齢} = \frac{\text{年齢(各歳)} \times \text{各歳別人口}}{\text{各歳別人口の合計}} + 0.5$$

(3) 年齢中位数

「年齢中位数」とは、人口を年齢順に並べたとき、その中央で人口を2等分する境界点にある年齢のことをいいます。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分しています。

未婚 — まだ結婚をしたことのない人

有配偶 — 届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死別 — 妻又は夫と死別して独身の人

離別 — 妻又は夫と離別して独身の人

教育【大規模調査（10年ごと）のみ】

(1) 在学か否かの別

学校に在学しているか否かによって、次のとおり区分しています。

卒業者 — 学校を卒業して、在学していない人

在学者 — 在学中の人

未就学者 — 在学したことのない人又は小学校を中途退学した人

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、短期大学、大学、高等専門学校、特別支援学校（盲学校、ろう学校、養護学校）など学校教育法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）及びこれらに準ずる学校をいい、国立・公立・私立、夜間・昼間の別、教育制度の新旧は問いません。

ただし、予備校、洋裁学校、料理学校、会話学校や、職員・社員の研修所、講習所、養成所、訓練所などは、ここでいう学校には含まれません。

(2) 最終卒業学校の種類

最終卒業学校の種類により、以下のとおり区分しています。

なお、中途退学した人は、その前の卒業学校を最終卒業学校としています。

① 小学校・中学校

【新制】 小学校 中学校 中等教育学校の前期課程
特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の小学部・中学部

【旧制】 高等小学校 国民学校の初等科・高等科 尋常小学校
通信講習所普通科 青年学校普通課 実業補修学校

② 高校・旧中

【新制】 高等学校 中等教育学校の後期課程
特別支援学校（盲学校・ろう学校・養護学校）の高等部
准看護師（婦）養成所 高等学校卒業程度認定試験の合格者（注）
※（注）については平成16年までの大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による試験の合格者も含まれます。

【旧制】 高等学校尋常科 尋常中学校 高等中学校予科
高等女学校 実業学校（農業・工業・商業・水産学校など）
師範学校予科又は師範学校一部（3年修了のもの） 通信講習所高等科
鉄道教習所中等部・普通部（昭和24年までの卒業生） 青年学校本科

③ 短大・高専

【新制】 短期大学 高等専門学校 都道府県立の農業者研修教育施設
看護師（婦）養成所

【旧制】 高等学校高等科 大学予科 高等師範学校 青年学校教員養成所
図書館職員養成所 高等通信講習所本科

④ 大学・大学院

大学 大学院 水産大学校 気象大学校大学部
職業能力開発総合大学校の長期課程(平成11年4月以降)
放送学校(全科履修生、修士全科生)

なお、専門学校・各種学校については、入学資格や修業年数により、以下のとおり区分しています。

【専門学校専門課程】 (専門学校)	・新高卒を入学資格とする修業年限4年以上のもの ・新高卒を入学資格とする修業年限2年以上4年未満のもの	大学・大学院 短大・高専
【専修学校高等課程】 (高等専修学校)	・中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	高校・旧中
【各種学校】	・新高卒を入学資格とする修業年限2年以上のもの ・中学卒を入学資格とする修業年限3年以上のもの	短大・高専 高校・旧中

高等学校、短期大学及び大学については、定時制やこれらの学校の卒業資格が得られる通信教育による課程も含めます。

外国の学校については、修業年限等により、それに相当する学校に区分しています。

(3) 在学学校・未就学の種類

在学者を在学学校の種類により、「(2) 最終卒業学校の種類」で分類した「小学校・中学校」、「高校」、「短大・高専」、「大学・大学院」の四つのほか、未就学者を「幼稚園」、「保育園・保育所」、「その他」の三つに区分しています。

国 籍

国勢調査では、国籍を「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「インドネシア」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分しています。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、以下のとおりです。

- | | |
|-------------------------|----------------|
| (1) 日本と日本以外の国の両方の国籍を持つ人 | 「日本」 |
| (2) 日本以外の二つ以上の国の国籍を持つ人 | 調査票の国名欄に記入された国 |

2 世帯・家族の属性に関する用語

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。

「一般世帯」とは、次のものをいいます。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めています。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

「施設等の世帯」とは、次のものをいいます。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒 — 学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
(世帯の単位：棟ごと)
- (2) 病院・療養所の入院者 — 病院・療養所などに、すでに3か月以上入院している入院患者の集まり
(世帯の単位：棟ごと)
- (3) 社会施設の入所者 — 老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
(世帯の単位：棟ごと)
- (4) 自衛隊営舎内居住者 — 自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
(世帯の単位：中隊又は艦船ごと)
- (5) 矯正施設の入所者 — 刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
(世帯の単位：建物ごと)
- (6) その他 — 定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠(住所)を有しない船舶乗組員など
(世帯の単位：一人一人)

世帯主・世帯人員

(1) 世帯主

国勢調査における世帯主とは、収入の多少、住民基本台帳の届出等に関係なく、各世帯の判断によります。

(2) 世帯人員

世帯を構成する各人(世帯員)を合わせた数をいいます。

世帯の家族類型

「世帯の家族類型」は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した分類をいいます。

- (1) **親族のみの世帯** — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯
- (2) **非親族を含む世帯** — 二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯
- (3) **単独世帯** — 世帯人員が一人の世帯

また、親族のみの世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分しています。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II 核家族以外の世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦と妻の親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
 - ① 夫婦、子供と夫の親から成る世帯
 - ② 夫婦、子供と妻の親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族(親、子供を含まない)から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族(親を含まない)から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族(子供を含まない)から成る世帯
 - ① 夫婦、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、妻の親と他の親族から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
 - ① 夫婦、子供、夫の親と他の親族から成る世帯
 - ② 夫婦、子供、妻の親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない世帯

3世代世帯

3世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、三つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問いません。したがって、4世代以上が住んでいる場合も含まれます。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子(中間の世代)がいない場合も含まれます。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系となる3世代世帯は含まれません。

母子世帯・父子世帯

(1) 母子世帯

未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(2) 父子世帯

未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子供のみから成る一般世帯をいいます。

(3) 母(父)子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)

未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子供及び他の世帯員(20歳以上の子供を除く。)から成る一般世帯を含めた世帯をいいます。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

(1) 高齢単身世帯

65歳以上の人一人のみの一般世帯をいいます。

(2) 高齢夫婦世帯

夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯をいいます。

世帯の経済構成

「世帯の経済構成」は、一般世帯について世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業により分類しているものであり、以下のとおり区分しています。

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者としています。また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」を含み、「雇用者」には「役員」を含みます。

なお、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していません。

I 農林漁業就業者世帯(世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯)

(1) 農林漁業・業主世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の業主

(2) 農林漁業・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯（世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯）

- (3) 農林漁業・業主混合世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯 — 世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯（世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯）

- (7) 非農林漁業・業主世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、世帯に雇用者のいる世帯（世帯の主な就業者が業主）
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯 — 世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、世帯に業主のいる世帯（世帯の主な就業者が雇用者）

IV 非就業者世帯（親族に就業者のいない世帯）

V 分類不能の世帯

3 住宅・居住地に関する用語

住居の種類

一般世帯について、住居を次のとおり区分しています。

- (1) **住宅** — 一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる建物(完全に区画された建物の一部を含む。) 一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように独立して家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、区画ごとに1戸の住宅となります。
- (2) **住宅以外** — 寄宿舍・寮など生計を共にしない单身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物
なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分しています。

(1) 主世帯（「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯）

- ① **持ち家** — 居住する住宅がその世帯の所有である場合
なお、所有する住宅は登記の有無を問わず、また、分割払いの分譲住宅などで支払が完了していない場合も含まれます。
 - ② **公営の借家** — その世帯の借りている住宅が、都道府県営又は市(区)町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
 - ③ **都市再生機構・公社の借家** — その世帯の借りている住宅が、都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合
※雇用・能力開発機構の雇用促進住宅(移転就職者用宿舎)も含まれます。
 - ④ **民営の借家** — その世帯の借りている住宅が、「公営の借家」、「都市再生機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合
 - ⑤ **給与住宅** — 勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合
※家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます
- (2) **間借り** — 他の世帯が住んでいる住宅(持ち家、公営の借家、都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅)の一部を借りて住んでいる場合

延べ面積

「延べ面積」とは、各居室の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいいます。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には

含まれません。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含みません。

なお、住宅の広さに関する調査事項として、昭和60年までは「居室の畳数」を調査しています。これは各居室の畳数(広さ)の合計をいいます。したがって、玄関、台所(炊事場)、便所、浴室、廊下、農家の土間などや、店、事務室、旅館の客室など営業用の室の広さは含みません。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方により、次のとおり区分しています。

(1) **一戸建** — 1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含みます。

(2) **長屋建** — 二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含みます。

(3) **共同住宅** — 棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

※1階が店舗で、2階以上が住宅になっている建物も含みます。

※建物の階数により「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11階～14階建」、「15階建以上」に5区分しています。また、平成17年調査から世帯が住んでいる階についても、建物の階数と同様に五つに区分しています。

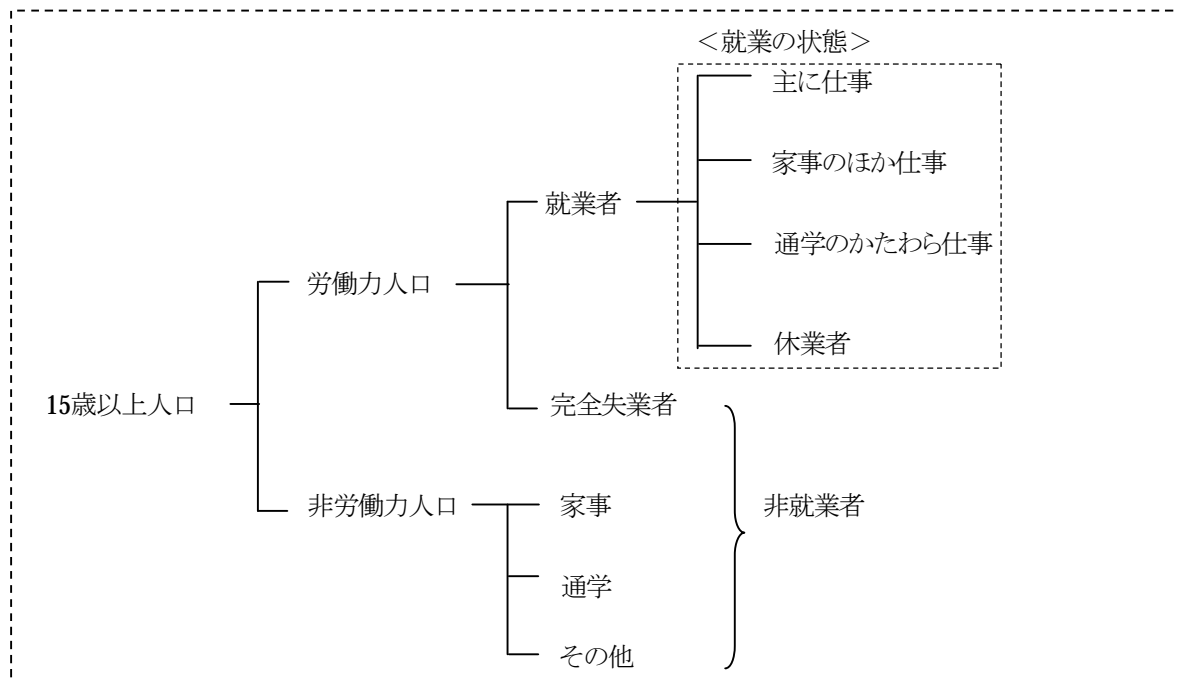
(4) **その他** — 上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合

4 労働・就業の状態に関する用語

労働力状態

「労働力状態」とは、15歳以上の人について、調査年の9月24日から30日までの1週間(以下「調査週間」という。)に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分したものです。

<労働力の状態>



(1) 労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人）

就業者 — 調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入(現物収入を含む。)を伴う仕事を少しでもした人

なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者としています。

- ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
- ② 事業を営んでいる人が、病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業(個人経営の農業や工場・店の仕事など)の手伝いをした場合は、無給であっても、収入を伴う仕事をしたこととして、就業者に含めています。

主に仕事 — 主に勤め先や自家営業などの仕事をしていた場合

家事のほか仕事 — 主に家事などをしていて、そのかわり、例えばパートタイムでの勤め、自家営業の手伝い、賃仕事など、少しでも収入を伴う仕事をした場合

通学のかたわら仕事 — 主に通学していて、そのかわり、例えばアルバイトなど、少しでも収入を伴う仕事をした場合

- 休業者** — ① 勤めている人が、病気や休暇などで休んでいても、賃金や給料をもらうことになっている場合
 や、雇用保険法に基づく育児休業基本給付金や介護休業給付金をもらうことになっている場合
 ② 事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから**30日未満**の場合

完全失業者 — 調査週間中、収入を伴う仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ、ハローワーク(公共職業安定所)に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

- (2) **非労働力人口** (調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人)
 ※労働力状態「不詳」を除く

家事 — 自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学 — 主に通学していた場合

その他 — 上のどの区分にも当てはまらない場合(高齢者など)

《注意点》

ここでいう「通学」には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほか、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれます。

(3) 労働力率

「労働力率」とは、15歳以上人口(労働力状態「不詳」を除く。)に占める労働力人口の割合のことをいいます。

$$\text{労働力率 (\%)} = \frac{\text{労働力人口}}{\text{15歳以上人口 (労働力状態「不詳」を除く。)}} \times 100$$

従業上の地位

「従業上の地位」とは、就業者について、調査週間中にその人が仕事をしていた事業所における地位によって、以下のとおり区分したものです。

- (1) **雇用者** (会社員・工員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されている人・パートタイムやアルバイトなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」でない人)

正規の職員・従業員 — 勤め先で一般職員又は正社員と呼ばれている人

労働者派遣事業所の派遣社員 — 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業に雇用され、そこから派遣されている人

パート・アルバイト・その他 — ① 就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人

- ② 専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある「契約社員」や、労働条件や雇用期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている人

- (2) **役員** — 会社の社長・取締役・監査役、団体・公益法人や独立行政法人の理事・監事などの役員
- (3) **雇人のある業主** — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる人
- (4) **雇人のない業主** — 個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦などで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人
- (5) **家族従業者** — 農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族
- (6) **家庭内職者** — 家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

産 業

産業とは、就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したものをいいます（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている主な事業所の事業の種類）。

国勢調査に用いている産業分類は、日本標準産業分類を国勢調査に適合するように集約して編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成22年調査の産業分類は、平成19年11月に改定された日本標準産業分類を基準としており、大分類が20項目、中分類が82項目、小分類が253項目となっています。

《注意点》

- ① 仕事をしていた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしていた事業所の事業の種類によります。
- ② 労働者派遣事業所から派遣されて仕事をしている人は、派遣先の事業所の主な事業の種類によって分類しています。
- ③ 報告書等によっては、産業大分類を3部門に集約している場合がありますが、その区分は以下によります。

第1次産業	A 農業、林業	B 漁業	
第2次産業	C 鉱業、採石業、砂利採取業	D 建設業	E 製造業
第3次産業	F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業	J 金融、保険業	K 不動産業、物品賃貸業
	L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	
	N 生活関連サービス業、娯楽業	O 教育、学習支援業	P 医療、福祉
	Q 複合サービス業	R サービス業(他に分類されないもの)	
	S 公務(他に分類されないものを除く)		

職 業

「職業」とは、就業者について、調査期間中、その人が実際に従事していた仕事の種類によって分類したものをいいます。(調査期間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類)

なお、従事した仕事 that 二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によっています。

国勢調査に用いている職業分類は、日本標準職業分類を国勢調査に適合するように編成したもので、分類の詳しさの程度により、大分類、中分類、小分類があります。

平成22年調査の職業分類は、平成21年12月に設定された日本標準職業分類を基準としており、大分類が12項目、中分類が57項目、小分類が232項目となっています。

社会経済分類

「社会経済分類」は、人口を社会的・経済的特性によって分類したものです。

これは、全人口について、まず年齢及び労働力状態により、さらに、就業者については職業及び従業上の地位を踏まえて分類したものです。分類区分は以下のとおりとなっており、それぞれに当てはまる条件については、総務省統計局ホームページに掲載されています。

- | | | |
|----------------|----------------|----------------------|
| 1 農林漁業者 | 9 教員・宗教家 | 17 保安職 |
| 2 農林漁業雇用者 | 10 文筆家・芸術家・芸能家 | 18 内職者 |
| 3 会社団体役員 | 11 管理職 | 19 学生生徒 |
| 4 商店主 | 12 事務職 | 20 家事従事者 |
| 5 工場主 | 13 販売人 | 21 その他の15歳以上
非就業者 |
| 6 サービス・その他の事業主 | 14 技能者 | 22 15歳未満の者 |
| 7 専門職業者 | 15 労務作業者 | |
| 8 技術者 | 16 個人サービス人 | |

5 世帯の移動に関する用語

居住期間【大規模調査（10年ごと）のみ】

「居住期間」とは、その世帯の世帯員が現在の場所に住んでいる期間をいい、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分しています。

5年前の常住地【大規模調査（10年ごと）のみ】

「5年前の常住地」とは、その世帯の世帯員が5年前に居住していた市区町村をいいます。平成22年調査では、平成17年10月1日（前回調査時）にふだん居住していた市区町村について調査し、以下のとおり区分しています。

(1) 現住所 — 調査時における常住地と同じ場所

(2) 国内 — 日本国内

① 自市区町村内 調査時における常住地と同じ市町村(20大都市の場合は同じ区)

② 自市内他区 20大都市(東京都特別区並びに政令指定都市である札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市及び福岡市)について、同じ市又は東京都特別区の他の区

③ 県内他市区町村 同じ都道府県内の他の市区町村

④ 他県 他の都道府県

(3) 転入（国外から） — 日本以外

世帯の移動類型【大規模調査（10年ごと）のみ】

一般世帯について、5年前の常住地からの移動状況により、以下のとおり区分しています

I 全世帯員が移動の世帯 — 全世帯の5年前の常住地が現住所でない世帯

(1) 全世帯員の5年前の常住市区町村が同一の世帯

全世帯員の5年前の常住地が現住所以外の同一市区町村である世帯

(2) 一部世帯員の5年目の常住市区町村が異なる世帯

全世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯のうち、5年前の常住市区町村が世帯主の5年前の常住市区町村と異なる世帯員がいる世帯

II 一部世帯員が移動の世帯 — 一部の世帯員の5年前の常住地が現住所でない世帯

III 世帯員の移動者がいない世帯 — 全世帯員の5年前の常住地が現住所の世帯

6 従業地・通学地に関する用語

従業地・通学地

「従業地・通学地」とは、就業者が従業している、又は通学者が通学している場所をいい、次のとおり区分しています。

(1) 自市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

① 自宅 従業している場所が、自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

※併用住宅の商店・工場の事業主とその家族従業者や住み込みの従業員などの
従業先はここに含みます。

※農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、
左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含みます。

② 自宅外 常住地と同じ市区町村に従業・通学先がある人で上記の「自宅」以外の場合

(2) 他市区町村で従業・通学 — 従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

(これは、いわゆるその市区町村からの流出人口を示すものとなっています。)

① 自市内他区 常住地が20大都市(東京都特別区部及び政令指定都市)にある人で、同じ市又は 東京都特別区内の他の区に従業地・通学地がある場合

例) 常住地が神戸市垂水区にある人で、神戸市中央区に従業地・通学地がある場合

② 県内他市区町村 従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他の市区町村にある場合

例) 常住地が神戸市垂水区にある人で、姫路市に従業地・通学地がある場合

③ 他県 従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

《注意点》

ア 他市区町村に従業・通学するということは、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している人が当該市区町村に従業・通学するためにやってくるということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものとなっています。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことですが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員(雇用者)については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とします。

イ 従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村として取り扱っています。

ウ ふだん学校に通っていた人であっても、調査週間中、収入を伴う仕事を少しでもした人については、ここにいう「通学者」とはせず、「就業者」としています。

夜間人口と昼間人口

(1) 常住地による人口(夜間人口)

調査時に調査の地域に常住している人口です。

(2) 従業地・通学地による人口(昼間人口)

従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口です。

[例:A市の昼間人口の算出方法]

A市の昼間人口=A市の夜間人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

したがって、夜間勤務の人、夜間学校に通っている人も便宜、昼間勤務、昼間通学とみなして昼間人口に含んでいます。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定期的な移動は考慮していません。

利用交通手段【大規模調査(10年ごと)のみ】

従業地・通学地に通勤・通学するためにふだん利用している交通手段の種類により、次のとおり区分しています。

なお、通勤も通学もしている人については通勤に利用している交通手段を、2種類以上を利用している場合はそのすべての交通手段を、日によって異なる場合は主として利用している交通手段を、行きと帰りが異なる場合は「行き」の利用交通手段をそれぞれ集計しています。

区分とその内容は次のとおりです。

区 分	内 容
1 徒歩だけ	徒歩だけで通勤又は通学している場合
2 鉄道・電車	電車・気動車・地下鉄・路面電車・モノレールなどを利用している場合
3 乗合バス	乗合バス(トロリーバスを含む。)を利用している場合
4 勤め先・ 学校のバス	勤め先の会社や通学先の学校の自家用バスを利用している場合
5 自家用車	自家用車(事業用と兼用の自家用車を含む。)を利用している場合
6 ハイヤー・ タクシー	ハイヤー・タクシーを利用している場合(雇い上げのハイヤー・タクシーを利用している場合も含む。)
7 オートバイ	オートバイ・モーターバイク・スクーターなどを利用している場合
8 自転車	自転車を利用している場合
9 その他	船・ロープウェイなど、上記以外の交通手段を利用している場合

従業・通学時の世帯の状況

「従業・通学時の世帯の状況」は、一般世帯について、その世帯員の従業・通学の状況により区分したもので、昭和60年調査から設けています。この分類では、一般世帯を「通勤・通学者のみの世帯」と「その他の世帯」に区分し、さらに、「通勤・通学者のみの世帯」については通勤者か通学者かにより、また、「その他の世帯」については、通勤・通学者が勤務先・通学先に出かけた後、その世帯に残る世帯員の構成により、次のとおり区分しています。

区分	内容
(1) 通勤・通学者のみの世帯	世帯員のすべてが通勤・通学者である世帯
①通勤者のみ	世帯員のすべてが通勤者である世帯
②通学者のみ	世帯員のすべてが通学者である世帯
③通勤者と通学者の いる世帯	世帯員に通勤者、通学者ともにいる世帯
(2) その他の世帯	通勤・通学者以外の世帯員がいる世帯
①高齢者のみ	65 歳以上の人のみ
②高齢者と幼児のみ	65 歳以上の人と6歳未満の人のみ
③高齢者と幼児と女性のみ	65 歳以上の人と6歳未満の人と 6～64 歳の女性のみ
④高齢者と女性のみ	65 歳以上の人と 6～64 歳の女性のみ
⑤幼児のみ	6歳未満の人のみ
⑥幼児と女性のみ	6歳未満の人と 6～64 歳の女性のみ
⑦女性のみ	6～64 歳の女性のみ
⑧その他	上記以外

7 地域区分に関する用語

人口集中地区

「人口集中地区」とは、市区町村境域内において、人口密度の高い基本単位区(原則として人口密度が1平方キロメートル当たり**4,000**人以上)が隣接し、かつ、その隣接した基本単位区内の人口が**5,000**人以上となる地域です。

人口集中地区は、平成2年調査までは、国勢調査の調査員が担当する地域を基に設定してきましたが、7年調査からは**基本単位区**を基にしています。

※基本単位区について

「**基本単位区**」は、市区町村を細分した地域(学校区、町丁・字など)についての結果を利用できるようにするために、平成2年調査の際に導入した地域単位です。これを表す基本単位区番号は、4桁の町字コードと5桁の基本単位区コードから構成されています。街区方式による住居表示をしている地域では、原則として一つの街区を基本単位区の区画としています。それ以外の地域では、街区方式の場合に準じ、道路、河川、鉄道、水路など地理的に明瞭で恒久的な施設等によって分けられた区域を基本単位区の区画としています。基本単位区の区画は、街区方式による住居表示の新たな実施などやむを得ない理由により変更する場合のほかは、固定されています。

調査区の設定も基本単位区を基に行うようになっており、通常、一つの基本単位区か、又は二つ以上の基本単位区を組み合わせる一つの調査区を設定します。ただし、世帯数の多い基本単位区については、これを分割して調査区を設定する場合があります。この場合は、基本単位区別の集計に加えて、各調査区についての集計も行っています。

人口集中地区を設定した経緯

- ①昭和**28**年に施行された「町村合併促進法」等に伴う「昭和の大合併」により、市部の地域内に、農漁村的性格の強い地域が広範囲に含まれるようになりました。
- ②市部の地域は、従来表していた統計上の「都市的地域」としての特質を必ずしも明瞭に表さなくなり、統計の利用に不便が生じてきました。
- ③昭和**35**年調査の際に、この「都市的地域」の特質を明らかにする新しい統計上の地域単位として「人口集中地区」を設定し、これらについても集計することにしました。
- ④地方交付税の交付額算定基準の一つとして利用されているほか、都市計画、地域開発計画などの各種行政施策、学術研究、民間の市場調査などに広く利用されています。

町丁・字等

「町丁・字等」は一つの市区町村内で、9桁のコードで記される基本単位区の前頭6桁のコードが同じ基本単位区を合わせた地域をいい、平成7年調査の際に導入した地域単位です。

町丁・字等は、おおむね市区町村内の「△△町」、「○○2丁目」、「字□□」などの区域に対応しています。

都市計画の地域区分

都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画（都市計画）で定められた区域であり、都市計画法（昭和43年法律第100号）及びその他の関係法令の適用を受けている土地の範囲をいいます。

都市計画による地域区分を基に、調査区を次のとおり区分しました。

区 分				
A 都市計画区域				
I 市街化区域	1 工業区域	(1) 工業A区域	①工業専用区域	
			②工業専用地域とその他	
			③工業地域	
			④工業地域とその他	
		(2) 工業B区域	⑤準工業地域	
			⑥準工業地域とその他	
	2 商業区域	(1) 商業A区域	⑦商業地域	
			⑧商業地域とその他	
		(2) 商業B地域	⑨近隣商業地域	
			⑩近隣商業地域とその他	
	3 住居区域	(1) 住居地域	⑪準住居地域	
			⑫第2種住居地域	
			⑬第1種住居地域	
			⑭住居地域混合	
			⑮住居地域とその他	
		(2) 中高層住宅専用地域	⑯第2種中高層住居専用地域	
			⑰第1種中高層住居専用地域	
			⑱中高層住居専用地域混合	
			⑲中高層住居専用地域とその他	
			(3) 低層住宅専用地域	⑳第2種低層住宅専用地域
	㉑第1種低層住宅専用地域			
	㉒低層住宅専用地域混合			
	II 市街化調整区域			
III 非線引きの区域				
うち用途地域	1 工業区域	(1) 工業A区域	①工業専用区域	
			②工業専用地域とその他	
			③工業地域	
			④工業地域とその他	
		(2) 工業B区域	⑤準工業地域	
			⑥準工業地域とその他	
	2 商業地域	(1) 商業A区域	⑦商業地域	
			⑧商業地域とその他	
		(2) 商業B地域	⑨近隣商業地域	
			⑩近隣商業地域とその他	
	3 住居地域	(1) 住居地域	⑪準住居地域	
			⑫第2種住居地域	
			⑬第1種住居地域	
			⑭住居地域混合	
			⑮住居地域とその他	
		(2) 中高層住宅専用地域	⑯第2種中高層住居専用地域	
			⑰第1種中高層住居専用地域	
			⑱中高層住居専用地域混合	
			⑲中高層住居専用地域とその他	
			(3) 低層住宅専用地域	⑳第2種低層住宅専用地域
	㉑第1種低層住宅専用地域			
	㉒低層住宅専用地域混合			
	B 都市計画区域以外の区域			

また、各区分の定義は、以下のとおりです

区分	内容
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準住居地域	道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
第二種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
第一種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
第二種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第二種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第一種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域